



2012/7

第 20 号 (通巻第 714 号)  
制作・発行  
大分県商工労働部労政福祉課

# 改正育児・介護休業法が全面施行 ～平成24年7月1日から従業員100人以下の事業主へ～

## WLBは企業にとっても経営戦略の柱

国の重要課題の一つとして平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「行動計画」が策定されました。

ワーク・ライフ・バランスとは「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態」のことを言い、労働者の福利厚生制度の充実を目的に、実現に向け取り組まれてきました。

一方で、少子高齢化による労働人口の減少が進むなか、今やワーク・ライフ・バランスは、企業にとって単なる福利厚生制度の充実ではなく、企業の人材をいかに活用し、企業業績の向上に結びつけるか、といった経営戦略の一環として捉えられています。

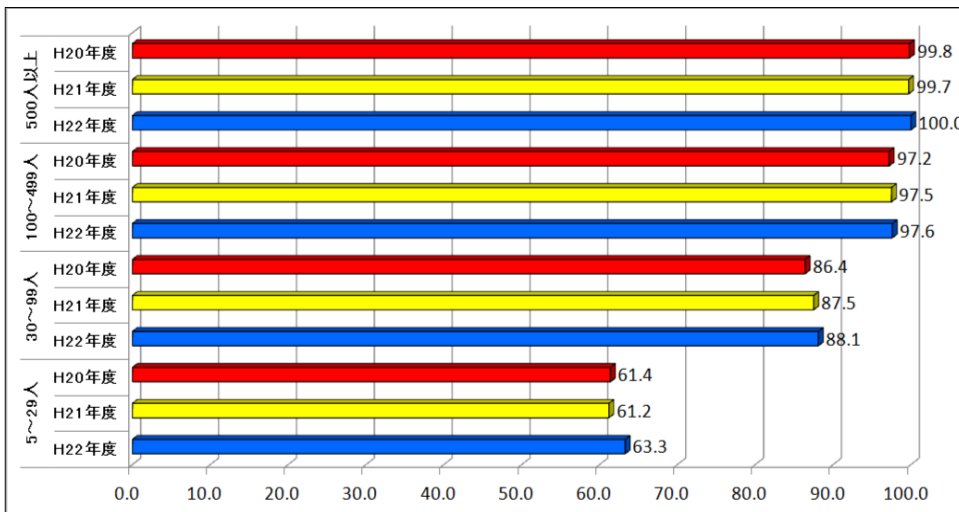
厚生労働省の雇用均等調査（下表参照）では、平成22年度現在で500人以上規模の事業所における育児休業制度の規定整備率が100%となっていますが、5～29人規模の事業所では63.3%にとどまっています。

また、平成21年6月の育児・介護休業法の改正（平成22年6月30日施行）では、短時間勤務制度の導入が義務化されましたが、同じく厚生労働省の雇用均等調査では「育

(P2に続く)

事業所規模別育児休業制度の規定あり事業所割合

資料：厚生労働省「平成22年度雇用均等基本調査」より



県内には育児中の職員の支援のため事業所に託児所を設置しているところもあるよ!



国東市：社会福祉法人安岐の郷の事業内託児所



## 目次

- ◆インタビューこの人にききました (P4)  
大分みらい信用金庫  
人材開発部 副部長 岩尾 利弘 さん
- 改正育児・介護休業法が全面施行 ..... P1～P2

- 労務管理アドバイス ..... P3
- 仕事と家庭の両立支援モデル企業に認定証 ..... P4
- 春季賃上げ、夏季一時金要求・妥結状況 ..... P5
- 主要労働経済指標 ..... P6
- 県内の動き ..... P7
- 労委だより ..... P7
- 各種相談会のお知らせ ..... P8

児のための勤務時間短縮等の措置の制度がある」と回答した事業所の割合は59.8%となっています。

### 中小企業の対応が課題

平成21年6月に改正された育児・介護休業法では、①短時間勤務制度、②所定外労働の制限、③介護休暇について、従業員100人以下の事業主には適用が猶予されていましたが、平成24年7月1日から全ての事業主に適用されています。

しかしながら、厚生労働省の雇用均等調査結果から分かるように、中小企業の育児等に関する制度の導入は進んでいないのが現状です。また、

中小企業では、一人が担当する業務の範囲が広く、関係規定を整備したとしても、少数精鋭で運営してきた企業ほど、制度の実運用が難しいことも想定されます。

日本の労働市場先行きを考えれば、ワーク・ライフ・バランスの実現によって働き方の効率化や再構築を図り、将来の労働人口（人材）の不足に備えるという視点はもちろん重要ですが、企業規模、職種等の違いによって対応のしやすさに差があるため、その差が企業間の格差の拡大につながる懸念があります。

今後は、平成24年7月1日からの100人以下の事業所への改正育児・介護休業法の全面適用を契機に、中小

企業においても育児・介護と仕事の両立支援策が講じられる職場の体制作りが求められます。

### 承ります！出前講座

～出前メニュー～

- 学生を対象とした「働き方のルール」
- 労働者を対象とした「労働法」
- 経営者を対象にした「労務管理」「ワーク・ライフ・バランス」など

～問い合わせ先～

大分県商工労働部 労政福祉課  
労働相談・啓発班  
TEL 097-506-3354  
FAX 097-506-1827



## 労働トピックス

## ～改正育児・介護休業法の全面施行～

### 平成24年7月1日から従業員数100人以下の事業主にも適用

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年6月に子の看護休暇制度の拡充（2人以上であれば年10日）や、パパ・ママ育休プラス制度の創設などが盛り込まれた育児・介護休業法が改正（平成22年6月30日施行）されましたが、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、一部の規定の適用が猶予されていました。平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員数が100人以下の事業主にも適用になります。（以下、厚生労働省資料より抜粋）



#### 短時間勤務制度

- ・ 事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員（男女）について、従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければなりません。短時間勤務制度は、就業規則に規定される等、制度化された状態になっていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。
- ・ 短時間勤務制度は、1日の労働時間を原則として6時間（5時間45分から6時間まで）とする措置を含むものとしなければなりません。



#### 所定外労働の制限

- ・ 3歳に満たない子を養育する従業員（男女）が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。ただし、勤続年数1年未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定がある場合には対象となりません。
- ・ 所定外労働制限の申出は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、開始予定日と終了予定日等を明らかにして、開始予定日の1か月前までに、事業主に申し出る必要があります。また、申出は何回もすることができます。

#### 介護休暇

- ・ 要介護状態にある家族の介護その他の世話をを行う従業員（男女）は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。介護休暇は、労働基準法で定める年次有給休暇とは別に与える必要があります。





【執筆】

社会保険労務士

二村 織江

社会保険労務士事務所  
アペイユ

次世代法（次世代育成支援対策推進法）は、少子化が経済社会に与える深刻な影響を懸念して平成15年に成立、平成17年4月に施行されました。国、地方公共団体、企業そして国民が一体となって取り組みを行うため、それぞれの果たす役割が定められています。

企業においては、仕事と子育てが両立しやすい職場環境の構築のため、みなさんご存知のように「一般事業主行動計画」を策定・実施することが定められており、平成23年4月からは、社員数101人以上の企業について、その策定・届出、公表・周知が義務となっています。

「一般事業主行動計画」は、企業が仕事と子育てが両立しやすい職場環境の構築に取り組むにあたっての①計画期間、②目標、③目標達成のための対策及びその実施期間を定めるものです。

平成19年からは、その計画目標を達成するなど一定の基準を満たした企業を、厚生労働省が「子育てサポート企業」として認定しています。認定を受けた企業は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を広告や商品に表示し、次世代育成に取り組んでいることを一般にアピールすることができるようになります。

### 一般事業主行動計画策定の流れ

それでは、企業が仕事と子育てが両立しやすい職場環境の構築に取り組むための「一般事業主行動計画」を作成するにあたってのポイントを確認していきましょう。

- ① 自社の現状・ニーズの把握  
企業の事情は様々です。行動

## 労務管理アドバイス 大分県社会保険労務士会

### ～次世代法の取り組みについて～

計画を世間一般的なもので安易に決めてしまえば、自社の社員のニーズから外れたものになり、取り組みへの意欲や効果も期待出来なくなってしまいます。

妊娠・出産・育児等で退職した社員がどれくらいいるのか、どのようなことが問題・障害となっているのか、どのような支援を必要としているのか、そもそも社員の育児介護休業法や社内における支援制度の認知度はどの程度なのか等、実際に社員の声を聴きながら把握することが大切です。

#### ② 行動計画内容の決定

課題が明確になってきたら、行動計画を決定します。厚生労働省の「行動計画策定指針」を参考に、可能な限り定量的な数値目標を設定しましょう。

#### ③ 公表・周知・届出

行動計画を作成したら、おおむね3か月以内に一般への公表、社員への周知、行政への届出を行います。公表・周知の方法としては、自社のホームページへ掲載したり、厚生労働省の「両立支援のひろば」というインターネットサイトにも簡単に掲載することが出来ます。届出は、労働局雇用均等室に持参、郵送等で行います。

### 認定基準等について

「子育てサポート企業」の認定を受けるための基準としては、上記のような「行動指針策定指針に照らして適切な行動計画を策定したこと」、「策定した行動計画の公表・周知を適切に行っていること」、「策定した計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと」等、一般事業主行動計画に関する手続き的な要件の他、「男性の育児休業等の取得」や「女性の育児



休業等の取得率」に関する基準等が定められています。

### メリット

一般事業主行動計画への取り組みや「子育てサポート企業」認定取得の効果として、積極的な取り組みを行っている企業からは、「効率的な時間配分が出来るようになった」「いきいきとした職場作りにつながっている」等のコメントが寄せられているそうです。また、平成23年度からは、「子育てサポート企業」の認定を受けた企業に対する「取得・新築・増改築をした建物等についての税制優遇制度」が創設されています。

一般事業主行動計画策定・認定取得については、労働局雇用均等室の他、大分県では中小企業団体中央会等もサポートを行っています。大分県も、県の事業として平成22年度から「認定企業創出モデル事業」を開始し、ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーの派遣や男性育児休業取得者及びその所属企業に対する奨励金の交付などを行っており、平成24年3月末現在で8社が「子育てサポート企業」として認定を受けています。（ちなみに、全国の認定企業数は1,219社。）

他者の取り組みについては、「両立支援のひろば」等インターネットサイトでも様々な事例を見ることができますので、是非ご覧になって今後の取り組みの参考してみてください。

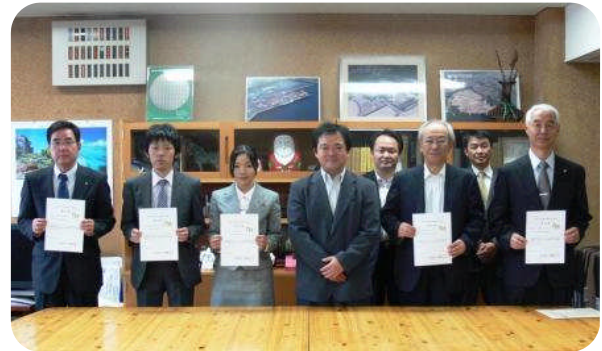


## 父親の子育て参画日本一めざして 仕事と子育て両立支援モデル企業に指定証を交付

県労政福祉課は、2011年度に引き続き、男性の育児参加やワーク・ライフ・バランスを推進し、働きやすい職場環境づくりに取り組むモデル企業を5社選定し、6月8日（金）、県庁において指定証交付式を行いました。

2012年度の指定企業は、大分みらい信用金庫、医療法人明徳会 佐藤第一病院、ジェイリース株式会社、株式会社TRI大分AE、社会福祉法人みのり村の5社となっています。

各モデル企業は、子育て中の男性社員の仕事と子育ての両立のためのきめ細かな支援を行い、子育てサポート企業としての国の認定取得を目指します。



指定証を交付された各企業出席者と山本和徳県商工労働部長



## インタビュー この人にききました

大分みらい信用金庫  
人材開発部 副部長

岩尾 利弘 さん



### 2012年度のモデル企業に指定

大分みらい信用金庫は、ワーク・ライフ・バランスを推進し、働きやすい職場環境づくりに取り組む2012年度のモデル企業として、県から指定を受けました。

現在、大分みらい信用金庫では、各種の休暇制度が取得しやすい環境づくりをめざして、恒常的な時間外勤務の削減に取り組んでいます。

今回の「インタビューこの人にききました」では、人材開発部の岩尾利弘副部長にお話を聞きました。

### ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

大分みらい信用金庫には、本店・支店を合わせて男性277人、女性150人（H24.3月末現在）の職員が勤務しています。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、岩尾副部長は「職場のメンタルヘルスの問題もあり、休暇制度が取得しやすい環境づくりが必要。またコスト面、健康管理面から時間外勤務の削減も大きな課題と考えている」とのこと。時間外勤務の削減の取り組みとして、月1回のノー残業デーを実施しているほか、店舗別の1人当たりの時間外勤務の実績をフィードバックして、職員の時

間外勤務の削減意識の徹底を図っています。

また、年次有給休暇（年間20日間付与）については、年間50%以上を目標に、上半期、下半期にそれぞれ1日以上の取得と年1回の5日間の連続休暇の取得を義務づけています。昨年7月から、半日有給休暇制度を導入したところ「子どもの急な病気やPTA行事への参加など、大変利用しやすくなったと評判」のようです。

岩尾副部長は「今後は家族の誕生日、結婚記念日などの記念日休暇の奨励もしていきたい」と考えているそうです。

### 育児・介護に携わる職員への支援

育児休業については、昨年度4名、今年度8名（予定者含む）が取得し、復帰後には、育児休業明けの職員に対する研修や、個々の事情に応じた業務内容の変更、配置転換などを柔軟に行っています。また、介護休業については今年度1名の取得者がいます。

男性の育児参加については、これまで配偶者の出産時の特別休暇取得などを啓蒙してきましたが、今年度、初めて男性が育児休業（5日間）を取得したそうで「率先して取得する男性が出てくれば、それに引き続いて取得する人が増えてくることを期待している」とのことです。

インタビューの最後には、こうした育児・介護に携わる職員への支援について「最近では採用時に育児休業などの休暇制度を気にしている人が多い。コスト面や健康管理面はもちろん、人材確保の面からも制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいきたい」と意気込みを語ってくださいました。



大分みらい信用金庫  
本店（別府市駅前本町）

平成 24 年  
春季賃上げ要求・妥結状況（最終）  
6 月 30 日現在 県労政福祉課調査

（平成24年春季賃上げ要求・妥結状況 6月30日現在）

産 業	要 求					妥 結		
	要求 組合数	平均 年齢	平均賃金 (円)	要求額 (円)	要求率 (%)	妥結 組合数	妥結額 (円)	妥結率 (%)
全産業計	141	38.5	259,414	5,163	1.99	126	3,974	1.53
食料品・たばこ	6	36.4	239,629	7,648	3.19	4	4,334	1.77
織 維 工 業	3	42.0	193,109	4,994	2.59	3	1,944	1.01
パルプ・紙・紙加工品	3	40.0	238,538	4,677	1.96	2	3,329	1.38
化学、石油、プラスチック	8	39.5	272,348	5,145	1.89	8	5,030	1.85
窯 業・土 石	7	40.9	283,255	2,906	1.03	7	1,947	0.69
鉄 鋼、非 鉄	4	35.4	281,438	3,893	1.38	4	3,681	1.31
金 属 製 品	2	40.5	242,345	8,026	3.31	2	4,460	1.84
機 械 器 具	2	39.4	223,067	1,639	0.73	2	788	0.35
電気機械器具	4	42.2	302,813	5,801	1.92	4	5,801	1.92
輸送用機械器具	12	34.9	236,321	4,617	1.95	11	3,967	1.68
電子部品・デバイス・電子回路、その他	2	40.4	232,256	3,230	1.39	2	3,230	1.39
鉱業、採石業、砂利採取業	4	43.2	285,563	8,886	3.11	4	5,060	1.77
建 設 業	2	40.9	222,328	3,718	1.67	2	3,128	1.41
電 気・ガ ス 業	4	39.1	296,915	10,372	3.49	4	6,477	2.18
情 報 通 信 業	2	35.7	328,063	9,921	3.02	2	7,348	2.24
運輸業、郵便業	19	41.2	229,833	3,793	1.65	15	1,534	0.66
卸売業、小売業	21	38.3	270,467	5,866	2.17	21	4,349	1.61
宿泊業、飲食サービス業	3	34.2	237,204	6,456	2.72	2	4,611	1.96
教育、学習支援業	6	36.5	256,457	6,483	2.53	6	5,609	2.19
医 療、福 祉	12	38.8	254,972	9,414	3.69	9	4,166	1.62
複合サービス事業	8	38.0	246,738	3,268	1.32	6	1,784	0.71
サ ー ビ ス 業	7	35.3	236,160	5,749	2.43	6	3,485	1.46

1 概況

6月30日現在、調査対象178事業所のうち要求を把握できたのは141事業所で、全体の79.21%です。そのうち、妥結した事業所126事業所で、要求を把握できた事業所の89.36%です。

2 要求状況

要求を把握できた141事業所の平均要求額は5,163円、賃上げ率は1.99%となっています。

3 妥結状況

妥結した126事業所の平均妥結額は、3,974円、率は1.53%となっています。業種別妥結額で最も高いのは「情報通信業」の7,348円で、業種別賃上げ率で最も高いのは「情報通信業」の2.24%となっています。

(注)・数字はすべて加重平均です。

- ・平均賃金とは、基本給に通勤手当、家族手当等を加えた所定労働時間内勤務に対する賃金の平均です。

（平成24年夏季一時金要求・妥結状況 6月30日現在）

産 業	要 求					妥 結		
	要求 組合数	平均 年齢	平均賃金 (円)	要求額 (円)	要求 月数	妥結 組合数	妥結額 (円)	妥結 月数
全産業計	120	38.9	261,312	625,803	2.39	108	579,678	2.19
食料品・たばこ	4	37.1	246,004	733,836	2.98	4	513,173	2.08
織 維 工 業	2	45.2	224,613	518,492	2.24	1	x	x
パルプ・紙・紙加工品	2	37.9	242,069	579,560	2.41	2	483,876	1.93
化学、石油、プラスチック	6	40.6	257,604	693,424	2.64	6	666,239	2.51
窯 業・土 石	5	41.2	303,755	795,830	2.63	3	811,555	2.66
鉄 鋼、非 鉄	3	40.3	279,482	587,318	2.10	3	578,507	2.07
金 属 製 品	2	40.5	242,423	796,505	3.36	2	777,692	3.29
機 械 器 具	2	39.6	215,723	539,227	2.50	2	539,227	2.50
電気機械器具	4	42.0	319,191	739,926	2.31	4	726,062	2.26
輸送用機械器具	11	34.9	237,578	614,878	2.59	11	594,226	2.50
電子部品・デバイス・電子回路、その他	2	40.4	235,486	533,760	2.28	2	531,095	2.28
鉱業、採石業、砂利採取業	3	42.1	286,527	675,814	2.37	3	653,587	2.29
建 設 業	5	40.2	255,523	565,849	2.19	4	493,390	2.00
電 気・ガ ス 業	5	38.9	301,037	898,421	3.00	5	786,872	2.61
情 報 通 信 業	2	34.9	332,557	979,955	2.95	2	862,432	2.60
運輸業、郵便業計	15	41.6	230,159	636,626	2.73	14	486,248	2.06
卸売業、小売業	13	35.3	252,000	487,808	1.95	13	455,146	1.80
金融業、保険業	2	34.7	274,315	411,472	1.50	2	411,472	1.50
宿泊業、飲食サービス業	4	35.7	230,942	453,394	1.95	3	331,403	1.45
教育、学習支援業	4	37.8	232,886	397,947	1.76	4	364,825	1.54
医 療、福 祉	11	39.5	234,402	487,455	2.06	9	468,522	1.97
複合サービス事業	9	38.4	250,787	465,022	1.85	7	386,619	1.49
サ ー ビ ス 業	4	34.1	244,689	595,782	2.44	2	809,702	2.49

平成 24 年  
夏季一時金要求・妥結状況（第 1 回）  
6 月 30 日現在 県労政福祉課調査

1 概況

6月30日現在、調査対象178事業所のうち要求を把握できたのは120事業所で、そのうち、妥結した事業所は108事業所です。

2 要求状況

要求を把握できた120事業所の平均要求額は625,803円、月数では2.39月分となっています。

3 妥結状況

妥結した108事業所の平均妥結額は579,678円、月数では2.19月分となっています。業種別妥結額で最も高いのは「情報通信業」の862,432円で、業種別妥結月数で最も高いのは「金属製品」の3.29月分となっています。

(注)・数字はすべて加重平均です。

- ・表中の符号「x」は対象が少ないため公表しないが数値は総数に含まれています。
- ・平均賃金とは、基本給に通勤手当、家族手当等を加えた所定労働時間内勤務に対する賃金の平均です。

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間 (時間)		所定内労働時間 (時間)		所定外労働時間 (時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
21年平均	355,223	302,082	288,478	249,729	66,745	52,353	147.3	155.0	136.4	143.3	10.9	11.7
22年平均	360,276	305,313	291,210	252,618	69,066	52,695	149.8	160.3	137.8	146.4	12.0	13.9
23年平均	362,223	303,257	291,784	250,496	70,440	52,762	149.0	157.3	137.1	144.0	11.9	13.3
4月	302,655	258,132	293,136	251,605	9,519	6,527	152.1	160.0	140.3	146.6	11.8	13.4
5月	303,275	251,487	288,598	249,510	14,677	1,977	142.2	149.6	131.0	136.6	11.2	13.0
6月	529,985	452,108	292,459	251,093	237,526	201,015	155.1	161.6	143.6	148.6	11.5	13.0
7月	421,160	327,018	291,921	250,742	129,239	76,276	152.5	159.2	140.6	146.5	11.9	12.7
8月	300,727	259,813	290,415	252,019	10,312	7,794	148.4	157.3	137.0	144.4	11.4	12.9
9月	297,953	252,055	292,215	251,492	5,738	563	150.4	157.4	138.5	144.0	11.9	13.4
10月	300,876	256,788	293,888	250,855	6,988	5,933	150.0	158.3	137.7	145.0	12.3	13.3
11月	314,536	272,240	293,350	251,303	21,186	20,937	152.1	156.7	139.8	143.9	12.3	12.8
12月	668,705	544,475	293,666	253,135	375,039	291,340	150.1	157.4	137.4	144.2	12.7	13.2
24年 1月	296,910	258,150	287,575	247,217	9,335	10,933	140.9	152.2	128.9	138.5	12.0	13.7
2月	293,562	261,291	290,320	260,661	3,242	630	151.4	153.4	139.1	142.3	12.3	11.1
3月	310,553	289,196	292,487	257,907	18,066	31,289	152.6	155.8	139.8	144.3	12.8	11.5
4月	302,938	257,924	293,019	255,688	9,919	2,236	153.6	158.3	140.9	147.9	12.7	10.4
5月	297,556		289,048		8,508		148.3		136.2		12.1	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上)  
(大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数 (総合)17年=100		鉱工業生産指数 (季調済)17年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む	
	新規求人倍率 (季節調整値)		月間有効求人倍率 (季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
21年平均	0.79	0.81	0.47	0.48	100.3	101.2	81.1	91.7	317,195	263,929
22年平均	0.89	0.93	0.52	0.56	99.6	99.8	94.4	98.5	318,315	292,191
23年平均	1.06	1.03	0.65	0.66	99.8	100.1	91.3	96.1	308,848	320,368
4月	0.95	1.02	0.61	0.66	99.9	100.1	84.0	91.1	324,744	318,440
5月	0.98	0.99	0.61	0.65	100.0	100.3	89.2	88.6	301,174	302,522
6月	1.00	0.99	0.63	0.66	99.9	100.3	92.6	96.4	286,056	276,735
7月	1.07	1.01	0.64	0.66	100.0	100.1	93.0	102.1	309,356	312,123
8月	1.05	1.01	0.66	0.66	100.3	100.4	93.6	101.5	309,078	321,756
9月	1.11	1.06	0.67	0.64	99.9	99.8	90.5	94.1	298,931	340,009
10月	1.13	1.07	0.67	0.68	100.0	100.0	92.5	95.8	314,275	331,907
11月	1.18	1.02	0.69	0.67	99.8	100.3	90.0	90.8	295,066	292,882
12月	1.22	1.07	0.71	0.66	99.9	100.2	93.4	99.7	351,861	404,002
24年 1月	1.20	1.20	0.73	0.70	99.6	99.9	95.2	103.0	309,483	307,087
2月	1.27	1.16	0.75	0.73	99.8	100.2	94.4	95.3	242,949	368,405
3月	1.19	1.08	0.76	0.71	100.3	100.5	95.6	103.4	329,671	292,276
4月	1.28	1.12	0.79	0.71	100.4	100.5	95.4	95.6	339,069	376,942
5月	1.35	1.18	0.81	0.74	100.1	100.5	92.2		304,653	337,998

資料出所 厚生労働省 大分労働局 厚生労働省 大分労働局 総務省統計局「消費者物価指数」 経済産業省「鉱工業生産動向」 県統計調査課「鉱工業生産指数月報」 総務省統計局「家計調査」

(注) ●\*は速報値・空欄は未公表

●一般職業紹介状況の月次は季節調整値(平成20年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。年平均は原数値)



**◆ TOPIX ◆ 県内の動き**

**WLB 検討会議  
— 大分県経営者協会 —**

大分県経営者協会は、6月7日（木）に「第1回ワーク・ライフ・バランス検討会議を大分市トキハ会館にて開催しました。

検討会議の委員は、県内企業の労務管理担当者9名で構成され、今後一年をかけてワーク・ライフ・バランスの実現に向けた検討を進めていくこととしています。

委員からは、各種休暇制度の内容や、事業所における育児休業の取得状況などが報告されたほか、「短時間勤務など制度を作っても自分が第1号の取得者になるのを気兼ねする傾向にある。誰かが取得すればそれに続く人が出てくるのでは」といった意見が出され、活発な意見交換が行われました。



大分県経営者協会 WLB 検討会議

**男女共生フォーラム  
— 連合大分 —**

連合大分は、6月30日（土）に「男女共生フォーラム」を大分市ソ

レイユで開催しました。

開会にあたり、連合大分の村田正利会長は「日本の就業人口の42%を女性が占めているが、そのうち53%が非正規労働者であり、男女間の賃金格差が埋まっていない。出産や家族の介護のための離職も女性が圧倒的に多いのが現状」として、男女共生社会の実現の必要性を訴えました。

また「介護とワーク・ライフ・バランス」をテーマに、大分県福祉生活協同組合 佐々木容子ケアマネジャーの講演がありました。

講演では、複雑な介護保険制度や実際の介護ケースの事例紹介などがあり、介護と仕事の両立について考えるきっかけとなる話を聞くことができました。



連合大分 男女共生フォーラム

**労働組合解散大会  
— 大分第一ホテル労働組合 —**

大分第一ホテルの7月6日での閉館に伴い、7月2日（月）「大分第一ホテル労働組合」の解散大会が行われ、1979年の結成以来、33年間の運動の歴史に幕を閉じました。大会終了後に行われた解散式典で、北田哲也執行委員長は「本日で組合員はバラバ

ラになるが、またどこかで組合運動、地域活動にそれぞれ携わっていきたい」と挨拶しました。



大分第一ホテル労働組合解散式典

**大分県安全衛生大会**

7月10日（火）、「大分県産業安全衛生大会」が大分市コンパルホールで開催されました。

県内の労災事故は、年々減少しているものの、昨年の死亡災害は14人と増加し、本年も既に8人が命を失っているため、大会では「安全で快適な作業環境を維持し、死亡・重大事故を撲滅しよう」をスローガンに7月から8月を労災防止月間として取り組むことなどが決議されました。

また、大分大学医学部教授の上野徳美氏による「働く人のストレスとストレスマネジメント」の講演も行われました。



平成24年度安全衛生表彰

**労委だより**

大分県労働委員会事務局 TEL 097-506-5251 FAX 097-506-1788

**平成24年5月～6月の概況**

◎審査事件関係

種別	新規	4月から繰越	終結	7月へ繰越
不当労働行為事件	0	0	0	0
労働組合資格審査	0	0	0	0

◎調整事件関係

種別	新規	4月から繰越	終結	7月へ繰越
あっせん	0	1	1	0
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

◎個別労働関係紛争関係

種別	新規	4月から繰越	終結	7月へ繰越
あっせん	2	0	2	0

◎会議の開催状況

5月 8日 第1499回定例総会      6月 12日 第1501回定例総会  
5月 22日 第1500回定例総会      6月 26日 第1502回定例総会

大分県労働委員会では、無料で労働相談を実施しています。

解雇、賃金未払い、配転など 労使間トラブルでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

（県庁舎本館7階）

※相談時間は、9時から17時まで

**大分県労働委員会  
労働相談ダイヤル**

**097-536-3650**

## 大分労働局・ハローワーク大分による

**住居・生活相談会のお知らせ**

相談は無料。「弁護士」「臨床心理士」がお受けします。

○日時：平成 24 年 8 月 28 日(火)  
13:30～16:30○場所：大分文化会館第 1 会議室  
※下記、特別巡回労働相談(8月28日大分会場)  
の隣接会場○問い合わせ先：ハローワーク大分  
tel 097-534-8684

◎「住居がない」「生活に困窮している」方に対して、住居手当をはじめ、生活支援費の貸付や訓練生活支援給付等のご案内をしたり、多重債務相談や心の健康相談を行う「相談会」です。

生活や就職などでお悩みの方、お気軽に安心してご相談ください。

◎「住居がない」「生活に困窮している」方が対象ですが、安定所に求職登録している方も利用可能です。

**職場や仕事の悩み、トラブルは****大分県労政・相談情報センターの労働相談へ****ご相談・お問い合わせは****労働相談専用電話**フリーダイヤル・・・0120-601-540  
携帯・公衆電話用・・・097-532-3040**非正規雇用相談専用ホットライン**

専用電話・・・・・・・・・・097-506-3351

大分県労政・相談情報センターでは労働問題全般の相談を受け付けています。労働相談には次の 3 種類があります。各相談とも予約不要、相談無料です。

**通常労働相談(随時)**◇受付：月曜～金曜の毎日8時30分～17時15分  
(祝日、12/29-1/3を除く)

◇相談方法：来所または電話

◇県職員が直接相談を受けますので、秘密厳守です

◇場所：大分県庁本館 7F 労政福祉課労働相談室

**特別巡回労働相談**◇毎月 1 回、県内を巡回しながら開催  
◇弁護士、社会保険労務士等が相談お受けします  
◇当日来所いただけない人は電話相談もできます

◆ 8 月 28 日(火) 大分会場

【場所】大分文化会館 2F 第 2 会議室

◆ 9 月 21 日(金) 日田会場

【場所】大分県日田総合庁舎 4F 大会議室

◇受付：両日とも 13 時 15 分～16 時 15 分

**労働なんでも相談**

◇巡回相談開催地以外の県下各市町村で開催

◇県職員が相談をお受けします

◇当日来所いただけない人は電話相談もできます

◆ 8 月 4 日(土) 大分会場 (労政・相談情報センター)

【場所】大分市大手町 3-1-1 県庁舎本館 7F

◇受付：9 時～17 時

◆ 9 月 5 日(水) 九重会場

【場所】九重町役場 302 会議室

◇受付：11 時～15 時

「労働おいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

**大分県商工労働部労政福祉課**〒870-8501 大分市大手町 3-1-1  
TEL097-506-3354/FAX097-506-1827  
E-mail:a14530@pref.oita.lg.jp

Web労働おいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodoita-0000.html>

おいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>